平成２４年（フ）第５２号
和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵245番地の５
平間第二団地１棟204号
債務者　葛本　　充
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第５５４号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地５―403
債務者　岡　　大助
１　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５７３号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷324番地１
ビューティハイム金子107号
債務者　平松　祥樹
１　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１３８３号
名古屋市中村区竹橋町34番３号　後藤アパートＢ
債務者　石川　昌子
１　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５０号
愛知県知立市八橋町城下14番地60　パティオ葦香Ｃ棟201号
債務者　山田　智美
１　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７８６号
東京都小金井市緑町５丁目17番30号武蔵野グリーンハイツ103
債務者　辻本　尚臣
１　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２４号
北海道標津郡中標津町東18条北７丁目１番地１
債務者　佐野真由美（旧姓小松田）
１　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第３９４号
静岡県浜松市中区西伊場町47番９号　パビリオンアオシマ203号室
債務者　池冨　弥一
１　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第１５号
福島県南相馬市原町区南町３丁目98番地の６
鳥居貸家Ｅ号棟
破産者　五十嵐鶴枝
１　主文　当裁判所が平成24年７月４日午前10時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき、「五十嵐鶴江」とあるのを、「五十嵐鶴枝」と更正する。
２　決定年月日　平成24年９月12日
福島地方裁判所相馬支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第６８号
岐阜県美濃市笠神136番地
破産者　古田　弘子
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２７７号
函館市宇賀浦町19番21号
破産者　株式会社濱本水産
１　決定年月日　平成24年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成１７年（フ）第７３号
栃木県栃木市片柳町２丁目２番２号、商業登記簿上の本店所在地栃木県栃木市城内町２丁目１番４号
破産者　有限会社昌英
１　決定年月日　平成24年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第３７２号
千葉市花見川区千種町367番地の29
破産者　篠塚　宏子
１　決定年月日　平成24年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３２６号
大阪府和泉市内田町２丁目６番84号、商業登記簿上の本店所在地大阪府和泉市緑ケ丘２丁目11番11号
破産者　広和産業株式会社
１　決定年月日　平成24年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５２７号
大阪府岸和田市春木北浜町８番８号
破産者　株式会社三徳水産
１　決定年月日　平成24年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
広島市西区商工センター６丁目５番16号
破産者　西崎紙販売株式会社
１　決定年月日　平成24年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９号
岐阜市北島９丁目９番８号　ＩＲＩＳⅡ105号室
破産者　ＲＥＢＩＲＴＨこと　星　　秀雄
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所